

しましん事業者カードローンカード規定

1. カードの利用

しましん事業者カードローンカード（以下「カード」といいます。）は次の場合に利用することができます。

- （１） 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入機提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して入金をする場合。
- （２） 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払機提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受ける場合。

2. 自動機利用手数料等

- （１） 預金機を使用して入金をする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。
- （２） 支払機を使用して払戻しをする場合には、別にお知らせした当金庫または支払提携先の定める支払機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
- （３） 自動機利用手数料は、入金および払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金・払戻しをした口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

3. 支払機による払戻し

- （１） 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- （２） 支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先の支払機が払戻しできる金額単位とし、1回あたりの払戻しは別にお知らせした当金庫または支払提携先の支払機において取扱いができる金額の範囲内とします。なお、1日あたりの払戻しは別にお知らせした当金庫の定める金額の範囲内とします。
- （３） 前項に関わらず当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。
- （４） 当金庫および支払提携先の支払機による1日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。
- （５） 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第2条第2項に規定する自動機利用手数料金額との合計金額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻

しはできません。

4. 預金機による入金

- (1) 預金機を使用して入金をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による入金は、預金機の機種により当金庫または預入提携先の預金機が受入れることができる種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当金庫または預入提携先の預金機において取扱いができる枚数による金額の範囲内とします。

5. 預金機・支払機故障時等の取扱い

- (1) 停電、故障等により預金機・支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより入金することができ、また、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより払戻しをすることができます。
- (2) 前項による入金または払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

6. カードの紛失、届出事項の変更等

- (1) カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。
- (2) 前項の届出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項同様とします。なお、この場合にも、すみやかに書面によって当金庫に届出てください。

7. カード・暗証番号の管理等

- (1) 当金庫は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管して下さい。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

8. カードの再発行

- (1) カードを失った場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する場合には、当金庫の定めるキャッシュカード再発行手数料をいた

だきます。

9.お借入れ、ご返済の明細

カードによりお借入れまたはご返済いただいた金額の明細は、この通帳に記載いたしますのでご確認ください。

10.解約・カード利用停止等

- (1) 本口座を解約する場合には、そのカードを当金庫に返却してください。また、未処理取引がある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適當と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫から請求がありしだい、直ちにカードを当金庫に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合は、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ①第 11 条の定める規定に違反した場合
 - ②カードの偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

11. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当座貸越契約書の各条項によります。

13. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前項 2 項による変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以 上

(2025 年 1 月 1 日現在)